

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和二年十二月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年九月一日奈良県指令中土第五三一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十一月十三日中土第七二一七号  
公共施設に関する工事の検査済証 令和二年十一月十二日中土第七三一五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市膳夫町五三〇番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

五 積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 北田康

公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市膳夫町五三〇番一の一部

下水道 橿原市膳夫町五三〇番一の一部

水路 橿原市膳夫町五三〇番一の一部